

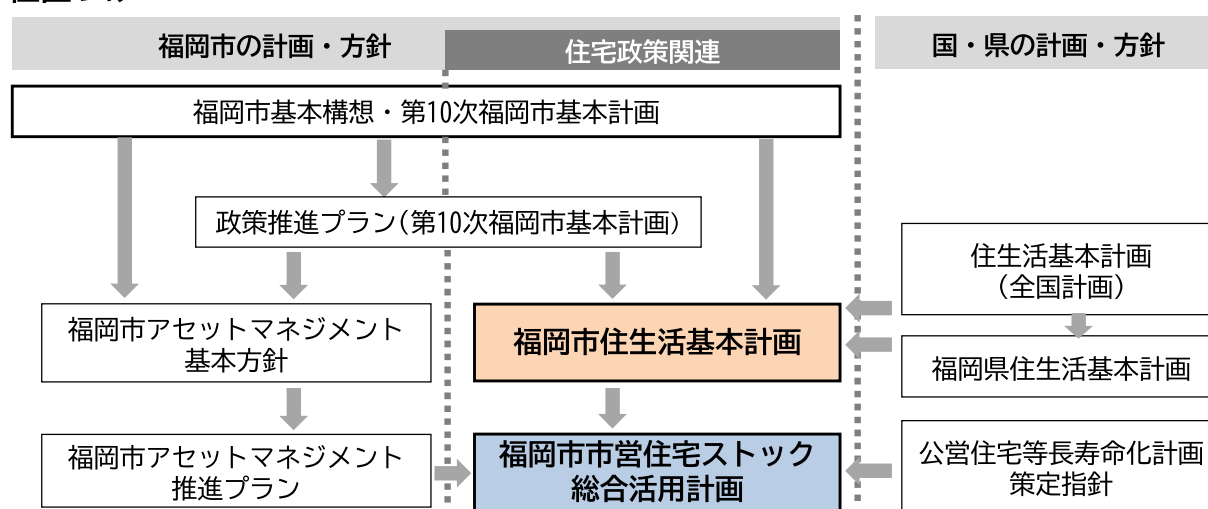
福岡市市営住宅ストック総合活用計画の改定について（中間報告）

1. 市営住宅ストック総合活用計画について

（1）計画策定と改定の経緯

- 本市で管理している市営住宅のうちの約4割が、高度経済成長に伴う人口増加に対応するため、昭和40年代から50年代前半に供給した住宅である。
- これらの住宅が、一斉に更新時期を迎えるに際し、財政負担の軽減や平準化等を図りながら適切に更新していく必要があるため、市営住宅の効率的かつ的確な機能更新と維持保全を目的に、「市営住宅ストック総合活用計画」を平成13年3月に策定し、これまで概ね5年ごとに改定を行ってきたもの（現計画は令和3年2月に改定）。
- 現計画の前期最終年度となる令和7年度に、上位計画である福岡市住生活基本計画に合わせて検討を行い、改定を行うもの。

（2）位置づけ



2. 現計画の概要

（1）計画期間

- 令和3年度～令和12年度（10年間）
※前期：令和3年度～7年度（5年間）、後期：令和8年度～12年度（5年間）

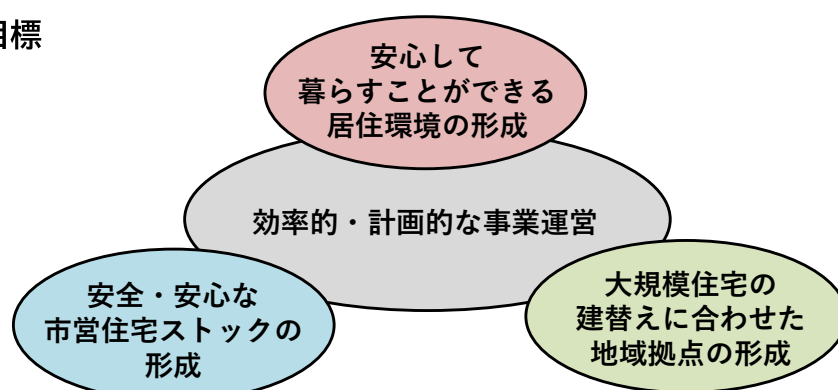
（2）目標とする管理戸数

- 現状程度とする

（3）基本理念

時代に即した市営住宅の維持・更新を図りながら、
市民の共有資産として有効に活用

（4）基本目標



(5) 基本方針

- 居住水準が低い住宅は早期に建替えを実施し、一定の居住水準を有する住宅は長寿命化により長期活用を図るなど、効率的・計画的な機能更新・維持保全を図ることを基本とする

【安心して暮らすことのできる居住環境の形成】

- 高齢者の増加や入居者の多様化を踏まえ、機能更新にあたりユニバーサルデザインを基本仕様とした、バリアフリー化の着実な推進を図る
○高齢者や障がい者、子育て等の住宅に困窮している世帯の居住の安定確保や、住宅内コミュニティの世代間バランス等に配慮した、住戸タイプを供給する

【安全・安心な市営住宅ストックの形成】

- 外壁改修など、予防的な長寿命化改善の適切な実施による維持保全を図る
○地震や水害などの災害に配慮した、安全・安心な住宅の供給に向けて取り組む
○前期期間内(令和3年度～7年度)で耐震化を完了させる
○住棟だけでなく、既存エレベーターなど設備の安全性向上を図る

【大規模住宅の建替えに合わせた地域拠点の形成】

- 大規模住宅の建替えの際には、福祉部局など関係部局との更なる連携や民間事業者による事業提案の実施により、地域課題解決に資する福祉施設等の導入を図る

【効率的・計画的な事業運営】

- 事業費の平準化を図るとともに、効率的・計画的な事業の執行を図る
○コスト意識を持った事業の執行や、整備基準の適宜見直し等により、コスト縮減を図る
○予防保全的な維持管理・計画修繕による長寿命化や、省エネルギー化など社会情勢への対応等により、ライフサイクルコストの縮減を図る
○大規模住宅の建替えにおける売却用地の創出や、敷地内未利用地などの有効活用による新たな財源確保を図る

(6) 建設年度別の機能更新の考え方

①昭和40年代を中心とした中層住宅ストック

- ・老朽化が進行し、設備水準の陳腐化などの居住水準も著しく低いため、耐用年数を待たず建替事業の対象とする

②昭和50年代前半を中心とした高層住宅ストック

- ・エレベーターによる住戸へのアクセスが確保され、住戸内のバリアフリー化等は完了していることから、当面は維持保全として計画修繕等を適切に実施し長期活用を図る

③昭和50年代後半以降のストック

- ・新耐震基準で設計され、住戸面積、設備水準は現行の整備水準に近いものであることから、当面は維持保全として計画修繕等を適切に実施し長期活用を図る

(7) 前期の事業目標及び進捗状況

※令和7年度末予定

建替・改善事業			前期目標戸数(A) (R3～7年度)	前期戸数(B)※	前期進捗率※ (B／A)	(参考) 後期目標戸数 (R8～12年度)
建替事業			約1,700戸	1,661戸	約98%	約1,800戸
改善事業	長寿命化 改善	屋上防水	約5,000戸	5,295戸	約106%	約5,000戸
		外壁改修	約4,000戸	4,836戸	約121%	約4,500戸
耐震化			前期目標(A) (R3～7年度)	前期割合(B)※	前期進捗率※ (B／A)	(参考) 後期目標 (R8～12年度)
耐震化率			100%	100%	100%	—
既存エレベーターの安全性向上			前期目標(A) (R3～7年度)	前期割合(B)※	前期進捗率※ (B／A)	(参考) 後期目標 (R8～12年度)
安全性向上の対応率			70%	約66%	約94%	90%

安全性向上…P波感知器付地震時管制、耐震構造、停電時管制、戸開走行保護装置

3. 検討の方向性

(1) 改定の考え方

- 建替や改善等の対象や年度を示す実行計画として、福岡市や市営住宅の現状、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、上位計画である住生活基本計画の検討状況にあわせて改定を行う。
- 計画期間は10年間とする(令和8(2026)年度から令和17(2035)年度まで)

(2) 検討にあたって留意すべき事項

【社会情勢の変化等】

- ・少子・高齢社会の進展
- ・世帯の少人数化・世帯数の増加の進展
- ・脱炭素社会に向けた社会的要請
- ・災害の激甚化・頻発化
- ・価値観・ライフスタイルの多様化 等

【福岡市や市営住宅に関する課題】

- ・増加・多様化する住宅確保要配慮者
- ・増加する高齢単身世帯への住生活支援
- ・半数以上が高経年である市営住宅の効率的な維持更新
- ・高齢化が進む入居者・団地コミュニティ 等

【福岡市住生活基本計画（骨子案より抜粋）】

- 基本方針1：高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備
- 基本方針2：子育て世帯が住みやすい居住環境の整備
- 基本方針3：ユニバーサルデザインの理念による住まいづくり・まちづくりの推進
- 基本方針4：住宅確保要配慮者の住まいの確保
- 基本方針5：住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実
- 基本方針6：安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりの推進
- 基本方針7：環境に配慮した住まいづくりの推進
- 基本方針8：住生活を支えるコミュニティの形成促進
- 基本方針9：住み続けられる居住環境の整備

(3) 検討における主な視点（案）

誰もが安心して暮らすことのできる居住環境の形成

- 高齢者の増加や住宅確保要配慮者の多様化を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念に基づく機能更新を行い、バリアフリー化を着実に推進
- 高齢者や障がい者、子育てなど、多様な世帯・世代の共生や、良好なコミュニティの形成に配慮した住戸タイプの供給
- 高齢単身者の増加を踏まえ、交流の場・憩いの場となる集会所や広場の適切な機能更新の推進

安全・安心な住宅ストックの形成

- 外壁改修など、予防的な長寿命化改善の適切な実施による維持保全
- 地震や水害などの災害に配慮した安全・安心な住宅の供給
- 既存エレベーターや給排水施設など、設備の安全性向上

大規模住宅の建替えに合わせた地域の拠点の形成

- 大規模住宅の建替えの際に、福祉部局など関係部局との更なる連携や、事業提案公募による、地域課題解決に資する福祉施設等の導入

効率的・計画的な事業運営

- 事業費の平準化を図るとともに、効率的・計画的な事業の執行
- コスト意識を持った事業の執行や、整備基準の適宜見直し等による、コスト縮減
- 予防保全的な維持管理・計画修繕による長寿命化や、脱炭素社会実現などの社会情勢への対応等による、ライフサイクルコストの縮減
- 大規模住宅の建替えにおける売却用地の創出や、市営住宅の有効活用による、新たな財源確保

(4) スケジュール

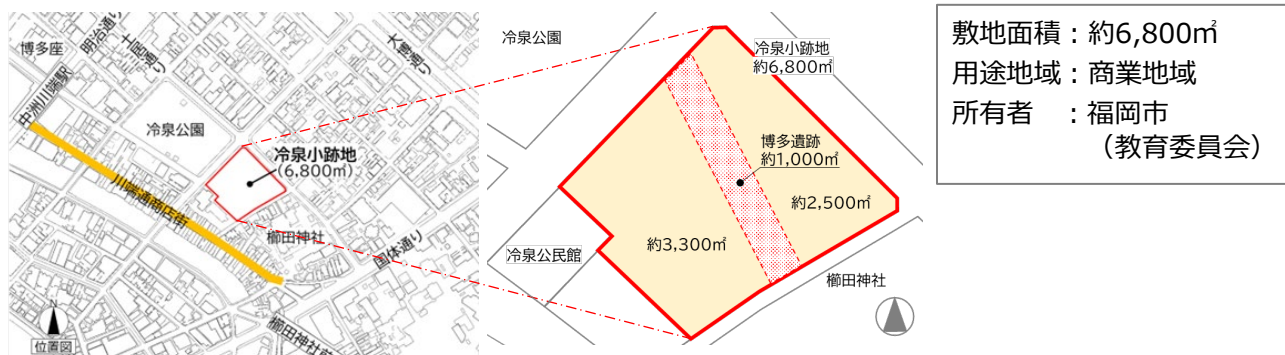
- 令和7年9月 福祉都市委員会報告(中間報告)
- 令和8年3月 福祉都市委員会報告(改定案)

冷泉小学校跡地での取組みについて

冷泉小学校跡地活用の検討状況、今後の進め方等について、報告を行うもの

1. これまでの取組み

○冷泉小学校跡地においては、平成13年に跡地となって以降、旧校舎等は継続して地域利用を行い、平成17年からは跡地の一部に公民館等を整備しており、その後、平成28年からは、校舎の安全性の問題から、校舎等を解体し、併せて、埋蔵文化財の発掘調査を実施するなどの取組みを進めてきたところ。



○また、平成28年に地域から出された要望をもとに、地域（冷泉自治協議会役員会）と意見交換を重ね、以下の通り、導入を検討する機能について整理している。

<地域との協議を踏まえ導入の検討を進める機能>

○災害時に収容避難所として利用できる施設

・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定

○博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点機能

○地域コミュニティの場となる憩いの空間（読書スペース等）

※その他、まちのにぎわいに資する機能等については、引き続き検討

2. 跡地活用の方向性についての検討状況等

1) 民間アイデア募集で確認できた事項等 <令和7年6月議会報告内容>

令和6年10月より実施した民間アイデア募集の結果を踏まえ、「地域との協議を踏まえた導入機能」等の実現手法は、次のように想定されることが確認できた。

- 「収容避難所」「読書スペース等」は、土地の売却を前提とする「ホテル」を併設する場合は、民間事業で実施可能だが、「観光拠点施設」については、民間のみで実施することは難しい。
- まちのにぎわいの創出に資する「カフェ・レストラン」等は、民間事業で参入して実施することは可能である。
- 「収容避難所」「読書スペース等」を民間事業、「観光拠点施設」を公共事業で実施する手法か、全てを公共事業で実施する手法のいずれかとなるとの意見であった。

2) 民間アイデア募集の結果についての地域意見 <令和7年6月議会報告内容>

<主な意見>

- 地域との協議を踏まえた導入機能を、将来にわたって市が担保してほしいなどの理由から、土地については、引き続き市が所有してほしい。
- まちのにぎわいの創出に資する機能等として、大規模な建物を建設する場合には、景観面等への影響について、配慮する必要がある。

3) 公共利用調査

- これまで、跡地の公共需要を把握するため、市の関係部署に対して公共利用調査を3回行ったところ。(平成29年1月、令和3年12月、令和5年11月)
- 今回、民間アイデア募集の結果を受け、「地域との協議を踏まえた導入機能」を担うことのできる公共事業について、市の関係部署に対して公共利用調査を実施した。

<公共利用調査>

実施期間: 令和7年7月22日~8月1日

○経済観光文化局回答

- ・「観光拠点施設」について、現在検討を進めている博多旧市街における観光拠点施設の整備や、はかた伝統工芸館の移転に関し、冷泉小学校跡地は有力な候補地であり、当該地において観光拠点施設の整備などを進める場合には、住宅都市みどり局が実施した民間アイデア募集の結果を踏まえ、公共事業による実施も検討したい。

○市民局回答

- ・「収容避難所」について、一定規模の施設が建設される場合は、地域の意向も踏まえ、避難所としても活用できる施設が望ましい。(公共施設建設の予定はない)

○教育委員会回答

- ・「読書スペース等」について、子ども達が自ら読書を楽しみ本に親しめる機会を充実させることや、子ども達の身近な場所に読みたい本がある環境を整備することは望ましい。(公共施設建設の予定はない)

3. 跡地活用の方向性

- 民間アイデア募集では、「収容避難所」「読書スペース等」は土地の売却を前提にすれば、民間事業で実施可能との提案が得られた。

- 地域との協議では、土地については、引き続き市が所有してほしいなどの意見が得られた。

- 公共利用調査では、「観光拠点施設」に関して公共事業による実施も検討したいとの意見や、「収容避難所」「読書スペース等」の機能も充実することは望ましいとの意見が得られた。

- これらのことから、

民間事業による実施を引き続き検討しつつ、一方で、土地を市が所有したまま、公共事業による「観光拠点施設」の整備についても検討することとする。

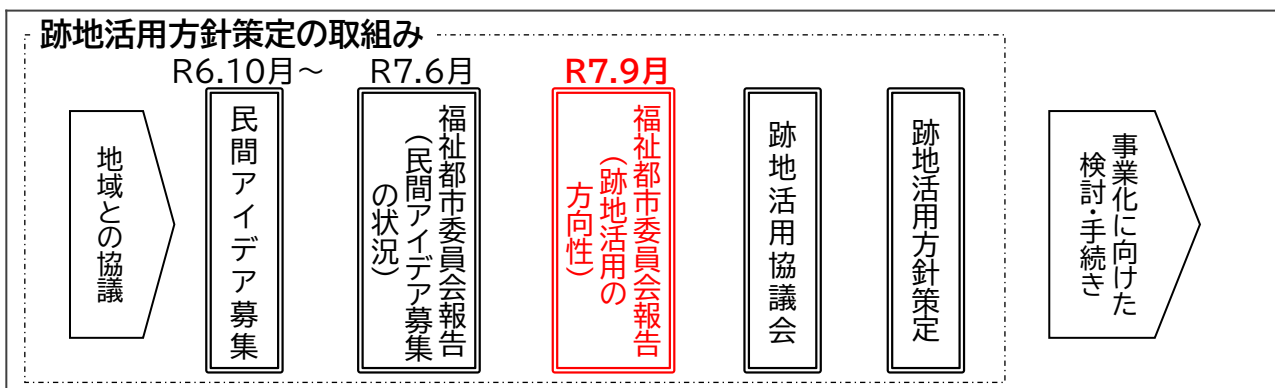
なお、公共事業で「観光拠点施設」を整備する場合は、「収容避難所」「読書スペース等」としても活用できる空間整備の可能性も検討する。

- ※まちのにぎわいの創出に資する機能については、引き続き、民間事業での実施も含め検討を行い、併せて、当該部分の土地の取扱いについても検討を行う。

- ※跡地活用の検討にあたっては、都市計画マスタープランで跡地周辺を歴史景観拠点ゾーンと位置付けていることや、地域の意見等を踏まえ、景観面についても配慮する。

4. 今後の取組み

今後は、今回示した跡地活用の方向性に沿って、経済観光文化局をはじめとした関係局と連携し、地域と協議しながら、跡地活用方針の策定に向け検討を進めていく。

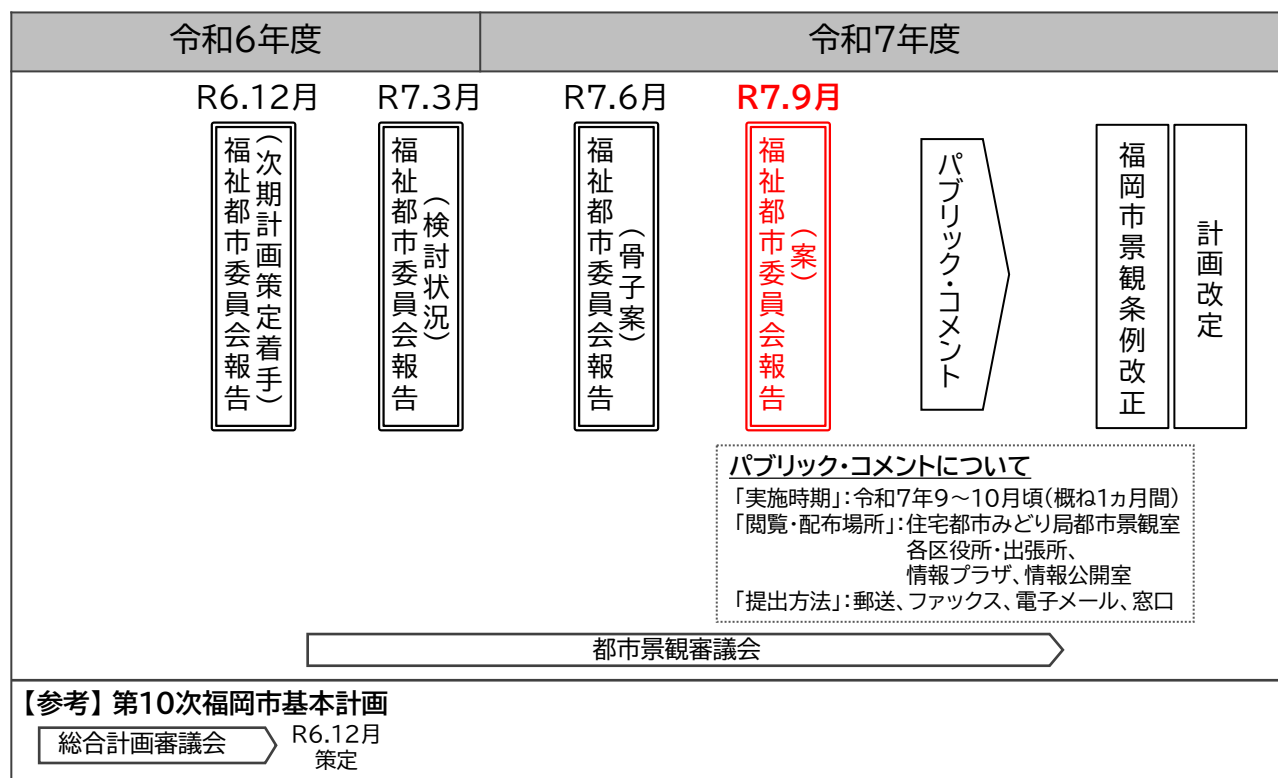


※適宜、議会に報告し、地域と協議しながら取り組む

福岡市景観計画（案）について

1. 趣旨

良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」の改定については、上位計画である「福岡市基本計画」や関連計画の検討と連携し、市民や議会、有識者等の意見を伺いながら検討を進めており、今回、改定の案について報告するもの。



2. 改定案について

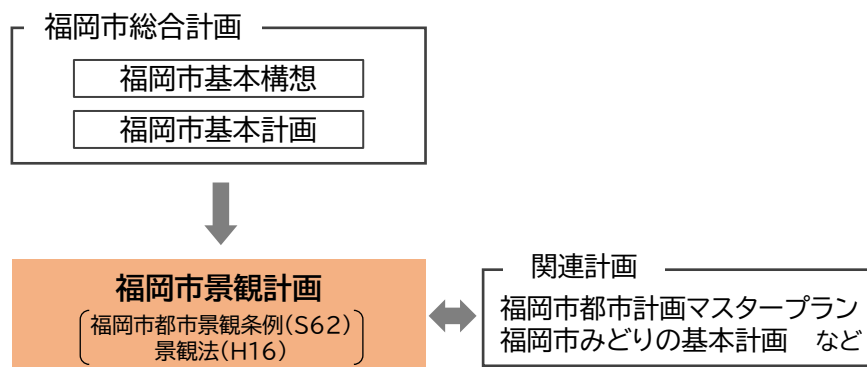
(1) 計画の概要

■位置づけ・役割

上位計画である「福岡市基本計画」や「福岡市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、都市景観を総合的かつ計画的に形成するための景観形成の基本的な理念や目標像を示すとともに、良好な景観形成のための方針、基準、主な施策を示すものとして活用するもの。

■目標年次

令和16（2034）年度（上位計画である第10次福岡市基本計画と同じ）



◎都市景観に関連する主なポイント

＜目標4＞ 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

施策4-1 都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり

- ・豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、農林水産業が有する自然環境の保全や景観形成などの多面的機能を活用するとともに、行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組みます。

施策4-2 花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり

- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や維持管理、魅力向上を図るなど、**市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくり**を進めます。

＜目標5＞ 磨かれた魅力に人々が集い、活力に満ちている

施策5-1 観光資源の磨き上げと戦略的なプロモーションの推進

- ・自然環境や歴史資源を生かした都市景観、美術館や博物館などの文化芸術、食、祭りなどの**福岡市固有の魅力**を観光資源として磨き上げ、広域的な連携も図りながら戦略的なプロモーションに取り組むことで付加価値の高い観光誘客を推進するとともに、市民生活の向上を図る持続可能な観光振興に取り組みます。

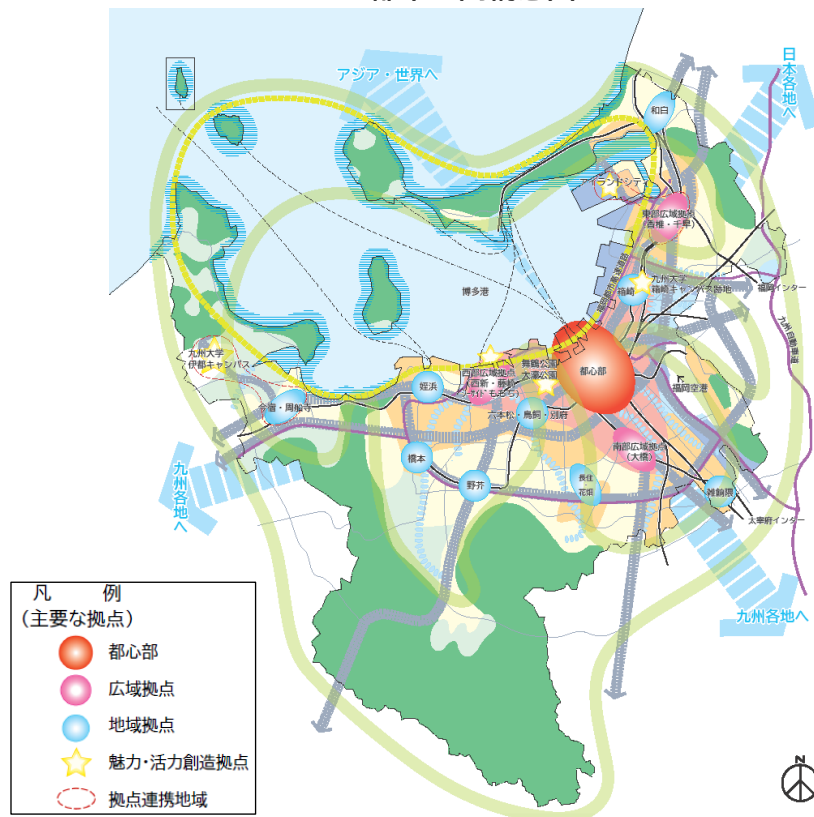
施策5-2 博多・福岡の歴史・文化を生かした観光振興

- ・商人の街「博多」と城下町「福岡」の歴史や文化を生かし、「博多」においては、**神社仏閣等を生かした歴史的な街並みの形成に加え、趣のある道づくりや新たな観光拠点づくりなど**に取り組むとともに、「福岡」において、都心に近い貴重な緑地空間である舞鶴公園・大濠公園の一体的な活用を進め、福岡城や鴻臚館のさらなる整備・活用により、市民の憩いと集客交流の拠点づくりに取り組みます。

＜空間構成目標＞ めざす姿

- ・海や山に囲まれた地形的な特徴を生かし、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成され、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、安全・安心な暮らしのもと、市民が日常的にそれを享受しています。

■都市空間構想図



(2) 基本方向

社会情勢の変化等	市民からの意見	学識経験者等からの意見
【社会全体】 ・ 超高齢社会の進展 ・ 脱炭素社会に向けた社会的要請 ・ デジタル化の進展 【都市景観関連】 ・ 価値観・ライフスタイルの多様化 ・ 都心部や拠点などにおける地域特性に応じたまちづくりの進展	・ 魅力、風格、賑わいある 景観づくりに関する意見 ・ 自然を生かした 景観づくりに関する意見 ・ 賑わい・活気のある 景観づくりに関する意見 ・ 歴史と文化を生かした 景観づくりに関する意見	・ 福岡らしい賑わいの景観を守り誘導していくことを掲げてほしい ・ 都心のこれからのまちづくりでは無機質ではない花と緑がすごく大事 ・ 天神や近郊の高層マンションは明度の低い建物が多く建ってきている周辺の景観との調和に触れてほしい ・ 歴史的資源を守っていくことが、市の観光の活性化にも役に立つ

など

計画改定の考え方

- ・ 景観計画は、良好な都市景観の形成に向けて長期的な視点で取り組んでいくものであることから、**景観形成の4つの理念や3つの目標像は維持しながら改定を進める。**
- ・ **景観形成の基本方向については、これまでの方向性を維持しながら、社会情勢の変化や市民意見、福岡市基本計画等を踏まえ、「人々の価値観が変化の中で花や緑の大切さが再認識されていること」や、「歴史や文化の価値や必要性が重要視されていること」の視点を明確化する方向で検討を進める。**

景観形成の理念

- 都市景観は、市民の共有財産である
- 市民参加による都市景観の形成
- 長期的な視点を持つ
- 地域性、個性を生かす

景観形成の目標像

- **顔のあるまち** 〔九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい、アジアや他都市にない「顔づくり」〕
- **個性がいきるまち** 〔地域の特性を生かし、市民や事業者と共同でまちづくりに取り組む「個性づくり」〕
- **魅力を感じるまち** 〔海と緑に抱かれた美しい景観を継承し、固有の自然と歴史を生かした「魅力づくり」〕

景観形成の基本方向

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- 方針1 風格や潤いのある景観づくり
- 方針2 賑わいや境界性などを感じられる景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

- 方針1 豊かな自然を感じる景観づくり
- 方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- 方針1 個性を生かした景観づくり
- 方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

- 方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり
- 方針2 歴史資源を生かした景観づくり
- 方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本方向Ⅰ 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

方針Ⅰ 風格や潤いのある景観づくり

- ◆アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした都市機能の集積や身近に感じることのできる豊かな自然など、本市の特性を生かし、交流拠点都市にふさわしい風格や賑わい、潤いのある景観づくりを進める。

<主な施策>

- 景観上重要な建築物等の景観誘導
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 景観重要公共施設の指定
- 魅力的で秩序ある広告景観づくり
 - ・屋外広告物のデザイン審査（バスシェルター、ラッピングバス、バナー など）
 - ・屋外広告物の適正化（無許可広告物や路上違反広告物の是正指導など）
- 都市計画制度などを活用した景観誘導

方針Ⅱ 賑わいや界隈性などを感じられる景観づくり

- ◆都心部では、商業・業務・文化施設などが集積する拠点やそれらをつなぐ回遊軸において、市民や来訪者が歩いて楽しめる賑わいや界隈性などを感じられる景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 公共空間における良好な景観の誘導
 - ・わかりやすい案内サインの検討・促進
 - ・街路樹イルミネーション

方針Ⅲ 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント団体などの地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

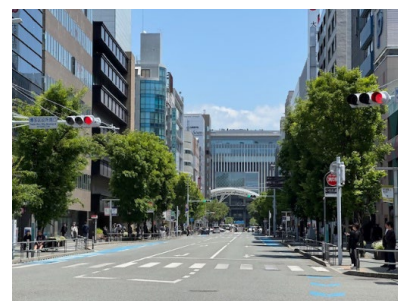
- 都市景観形成地区の指定と景観誘導
（視点：風格や賑わい、潤いのある景観の形成）
- エリアマネジメント団体との共働



屋外広告物(デザイン審査)



街路樹イルミネーション(博多駅)



都市景観形成地区
(はかた駅前通り地区)

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

方針1 豊かな自然を感じる景観づくり

- ◆海や空からの景観に配慮し、博多湾ややまなみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保するほか、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備などにより、豊かな自然を感じる景観づくりを進める。

<主な施策>

- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- 博多港における良好な景観の形成
 - ・博多港景観形成指針の運用
 - ・景観形成ガイドラインの運用（アイランドシティ等）
- 公共空間の景観整備
 - ・道路の美装化や無電柱化

方針2 質の高いパブリックスペースの形成に向けたみどりを生かした景観づくり

- ◆公園や街路樹等のみどりは、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素であるため、公共施設及び民有地の花や緑をさらに創り、みどりによる魅力的な景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 花や緑による良好な景観の形成
- 水辺を生かしたまちづくり

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆花や緑、水辺などの豊かな自然を守り、新たに創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じることができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
（視点：豊かな自然を感じるみどりを生かした景観の形成）
- 花や緑による良好な景観の形成（再掲）



公共空間の景観整備(北崎)



水辺を生かしたまちづくり
(水上公園)



都市景観形成地区
(アイランドシティ地区)

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

方針1 個性を生かした景観づくり

- ◆計画的なまちづくりが進められる地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
（視点：地域の個性を生かした景観の形成）
- 地区計画の策定
- 地域まちづくり計画（特定まちづくりルール）の策定

方針2 周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくり

- ◆都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境や街並みと調和のとれた景観づくりを進める。

<主な施策>

- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
・届出の機会をとらえた助言・指導
- 多様化するニーズなどに対応した景観誘導
・デザインガイドライン、色彩ガイドラインの適切な運用
・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）（再掲）
・新たな広告媒体等に対応した景観誘導の検討

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

- ◆市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 景観意識の啓発
・都市景観賞を中心とした意識高揚事業
・SNS等を活用した情報発信
・景観教育（出前講座など）
- 地域主体の景観づくり
・景観づくり地域団体の認定・活動助成
・市民ボランティアと連携した路上違反広告物対策
・景観協定



都市景観形成地区
（香椎副都心(千早)地区)



ガイドラインの運用



SNS等を活用した情報発信

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

方針1 歴史と文化を守る福岡らしい景観づくり

- ◆神社仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進める。

<主な施策>

- 民間建築物の修景助成
- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・届出の機会をとらえた助言・指導
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
 - ・専門家による助言・指導（都市景観アドバイザー制度）
- 都市計画制度などを活用した景観誘導（再掲）

方針2 歴史資源を生かした景観づくり

- ◆歴史的な街並みの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 公共空間の景観整備（再掲）
 - ・道路の美装化や無電柱化

方針3 市民や地域団体との共働による景観づくり

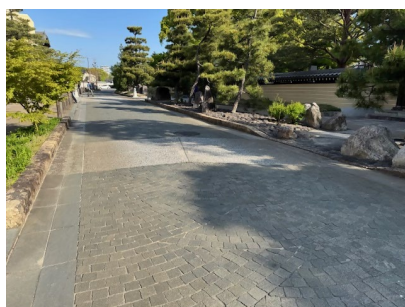
- ◆歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細やかな景観誘導のルールづくりなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組む。

<主な施策>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
 - （視点：歴史・文化を守り生かす景観の形成）
- 景観意識の啓発
 - ・都市景観賞を中心とした意識高揚事業（再掲）
 - ・SNS等を活用した情報発信（再掲）
 - ・博多旧市街ライトアップウォーク



民間建築物の修景助成
（御供所地区）



公共空間の景観整備
（承天寺通り）



都市景観形成地区
（筥崎宮地区）

(3) 成果指標

本計画に基づく取組みの達成状況を確認するための指標として、分かりやすく容易に収集が可能と考えられる成果指標を設定します。

基本方向1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

成果指標	現状値	目標値
建築物や広告物の調和がとれた街並みであると感じている市民の割合	68.3%	75.0%
都市景観アドバイザー会議等で建築意匠や緑化等の助言・指導を受けて建てられた建築物の数	217件	310件

基本方向2 みどりを守り、創り、生かした景観づくり

成果指標	現状値	目標値
都心部の花や緑が豊かであると感じている市民の割合	52.8%	75.0%
公共公益施設、民有地のみどりの面積	1,924ha	1,925ha以上

基本方向3 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

成果指標	現状値	目標値
景観に関する関心度(旧:都市景観賞の認知度)	83.9%	望ましい方向性 +
都市景観形成地区の指定地区数	9地区	11地区

基本方向4 歴史と文化を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくり

成果指標	現状値	目標値
歴史的財産を生かした街並みであると感じている市民の割合	82.3%	90.0%
歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数	196件	410件

(4) 景観法に基づき定める事項

景観形成の理念や目標像、基本方向を踏まえ、良好な景観形成のための方針や基準として、景観法に基づき、以下の事項を定めるもの。

■景観計画区域

<景観法 第8条 第2項 第1号>

本計画の対象区域(景観計画区域)は市内全域とする。

■良好な景観の形成に関する方針

<景観法 第8条 第3項>

景観計画区域を地域特性に応じ6つのゾーンに区分し、それぞれの特性を生かした方針(景観形成方針)を定める。

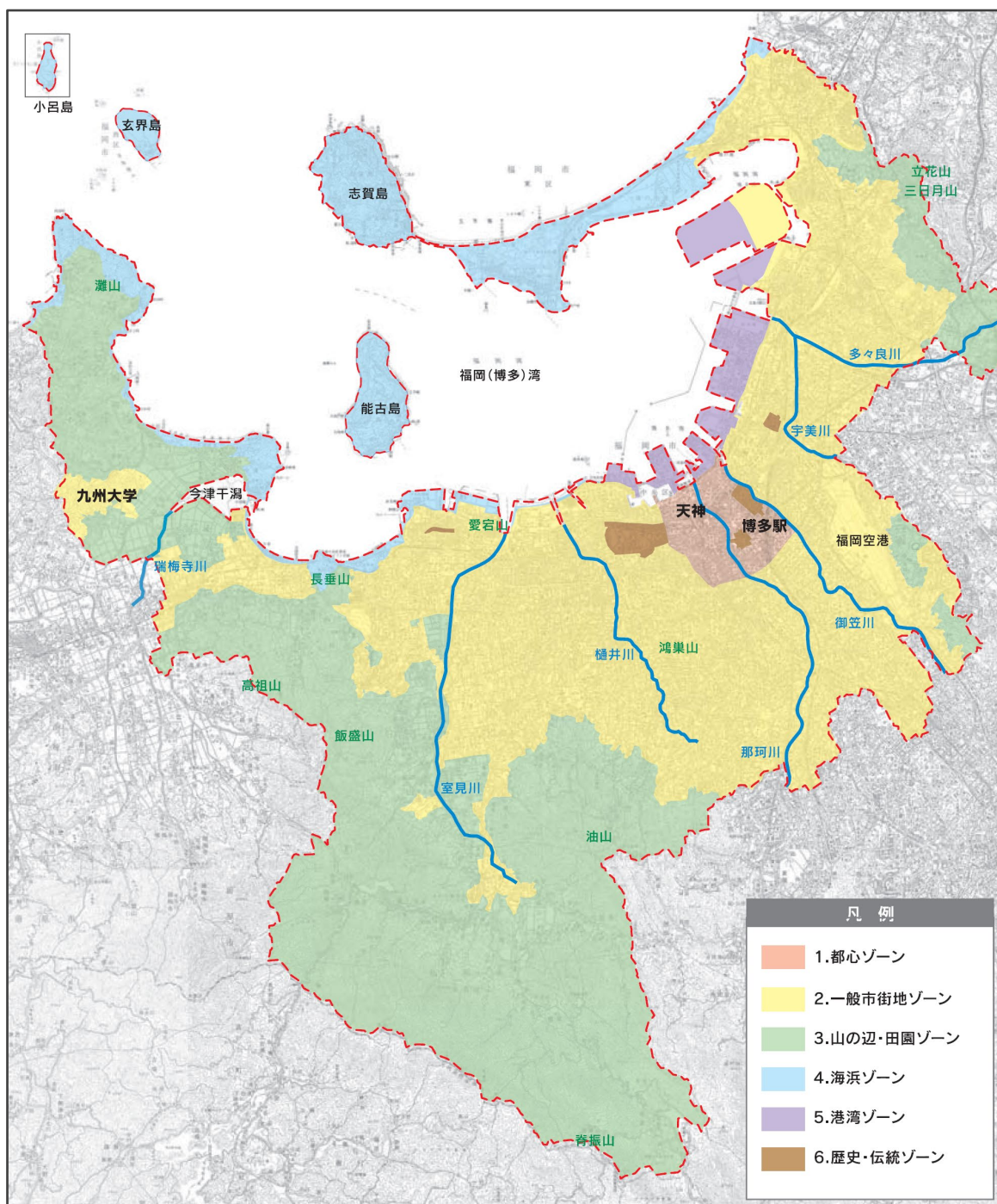


図 景観計画区域のゾーン区分

■ゾーンごとの景観特性・景観形成方針

1) 都心ゾーン



< 景観特性 >

- ◆ 都心ゾーンの中心部には、都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り、国体道路）や那珂川、博多川が流れています。
- ◆ 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様な街並みや賑わいの場所が形成されています。川沿いは都心にあって水辺や風を感じることでできる貴重な空間であり、福岡を代表する景観の一つになっています。
- ◆ 天神、博多駅周辺において、様々な交流を支える交通結節機能を有しています。
- ◆ 都心部には、東西に御供所地区と福岡城址（舞鶴公園）という福岡市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- ◆ 各メインストリートは、建物壁面線や歩行者空間の設えなど、統一感のある街並みになっています。

< 景観形成方針 >

- ◆ 都心ゾーンは交通結節機能を有していることを背景に、都市機能が集積する地区であり、天神地区や博多駅周辺地区では、福岡市の顔となるような街並みの形成に努めます。
- ◆ 櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ◆ 西中洲地区では地域主体で情緒ある路地空間づくりに向けた景観誘導を行います。
- ◆ 須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、市民や来訪者が楽しめる花と緑豊かな空間を創出し、賑わいのある都市景観の形成に努めます。
- ◆ 都心の多様な景観要素を結ぶ通りや広場をはじめとする都心空間の魅力向上を図るため、パブリックアートやウォールアートなど様々なアートの設置を促進するなど、彩りある景観づくりに努めます。
- ◆ 建築物等の計画を行う際は、広場などのオープンスペースを活用し、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある空間演出を促進し、魅力的な景観づくりに努めます。

2) 一般市街地ゾーン



< 景観特性 >

- ◆ 東部（香椎・千早）、西部（西新・藤崎・シーサイドももち）、南部（大橋）の広域拠点では、交通結節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を超えた広範な生活圏域の中心として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能の集積が図られています。
- ◆ 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- ◆ 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線に立地する建築物は、高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- ◆ 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

< 景観形成方針 >

- ◆ 市内各所の公園緑地において、市民や企業などの多様な主体と共働し、まちに彩りと潤いを与え、賑わいや憩いを創出する、花と緑豊かなまちづくりに努めます。
- ◆ 多々良川、那珂川、室見川など、街中を流れる河川や公園緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ◆ 広域拠点では、親しみやすく、界隈性のある、生き生きとした個性豊かな景観づくりに努めます。
- ◆ 九州大学箱崎キャンパス跡地などでは、周辺との調和と一体的なまちづくりに向け、統一感ある街並みの形成に努めます。
- ◆ その他の地区では、歴史資源の活用、花と緑やアートによる彩ある豊かな景観づくりに努めます。
- ◆ 建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺の街並みに調和した景観づくりに努めます。

3) 山の辺・田園ゾーン



- < 景観特性 >
- ◆ 福岡市西部に広がる田園地帯は福岡市内最大の近郊農業地帯となっており、伸びやかな田園景観が広がっています。
 - ◆ 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的なみどりとなって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
 - ◆ 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。
- < 景観形成方針 >
- ◆ 背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
 - ◆ 歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を生かした景観づくりに努めます。
 - ◆ レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

4. 海浜ゾーン



- < 景観特性 >
- ◆ 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などのみどりが大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
 - ◆ 生の松原から糸島半島、また、志賀島から海の中道にかけては、自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じるができる貴重な海岸線となっています。
 - ◆ シーサイドももち、北崎、志賀島、小戸周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。
- < 景観形成方針 >
- ◆ 博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
 - ◆ 市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
 - ◆ 良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
 - ◆ レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。

5) 港湾ゾーン



< 景観特性 >

- ◆ 中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント地区）には国際航路等の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、国内外の人々が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- ◆ 須崎ふ頭、東浜ふ頭、箱崎ふ頭は、物流倉庫や資材置場などが集積し、みなとらしい街並みになっています。
- ◆ 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際コンテナ港らしい湾岸景観を構成しています。

< 景観形成方針 >

- ◆ 博多湾の自然環境と調和した美しいみなとづくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ◆ 中央ふ頭・博多ふ頭（ウォーターフロント地区）においては、海辺を生かしたにぎわいや憩いの空間の創出など、市民や来訪者が楽しめる魅力ある景観づくりに努めます。
- ◆ アイランドシティや香椎パークポート地区においては、調和ある良好な港湾環境の創出や港の躍動感の演出を図るため、周辺と調和した建築物等の色彩計画や、緑化等による景観づくりに努めます。

6) 歴史・伝統ゾーン



< 景観特性 >

- ◆ 御供所地区は、中世より続く古刹である聖福寺・承天寺あるいは博多部の町家など、歴史的な街並みを残しています。
- ◆ 住吉神社は、住吉造という古い建築形式の佇まいを現代に残しています。
- ◆ 舞鶴公園・大濠公園地区では、両公園の一体的な活用を図るセントラルパーク構想により、一体感のある緑地空間づくり、重層的な歴史資源を生かした空間づくりなどが進められています。
- ◆ 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールの街並みになっています。

< 景観形成方針 >

- ◆ 歴史資源である神社や仏閣などを核とし、建築物の高さや形態・意匠などの景観誘導を行いながら、視点場からの見え方や周辺の通りなども含めて歴史や伝統を生かした魅力ある景観形成に努めます。
- ◆ 舞鶴公園・大濠公園地区では、みどりと歴史資源を生かした空間づくりを進めるとともに、周辺地域においても風格とゆとりのある景観づくりを進めます。

■大規模建築物等に関する事項

<景観法 第8条 第2項 第2号>

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模建築物等を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、6つのゾーンごとに、建築物等の新築、増築等の際に届出が必要となる規模を定め、その規模以上の建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

・全ゾーンの行為の制限

対象	行為の制限
規模・配置	1. 周辺の自然環境や街並みと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。 2. 地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。 3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
形態・意匠	1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。 2. 建築物等の上部は、本体や街並みと調和のとれた形態となるように努める。 3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。 4. 歴史的建築物等が多い場合には、街並みとの調和を図る。 5. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。 6. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。 7. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。 8. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。 9. 外観の色彩については、別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合する範囲とし、周辺の自然環境や街並みと調和するよう配慮する。 10. 歴史・伝統ゾーンの周辺では、歴史・伝統ゾーンからの見え方に配慮した建物の形態・意匠や外観の色彩等とする。
付属設備	1. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーに設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。 2. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。 3. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。
付属施設	1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。 2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。
外構	1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2. 生垣やシンボルツリー等により街並みの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4. 駐車場は街並みの連続性、雰囲気をごわさないよう、その位置や形態、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。 5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
夜間景観	1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。 2. LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。 3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。 4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。
屋外広告物	1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。

・ゾーンごとの行為の制限

1) 都心ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	- 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等による街並みの賑わいの演出に努める。 - 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後の街並みの賑わいづくりに努める。 - 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	パブリックスペースにおいて、賑わいを感じる照明計画とする。
屋外広告物	可能な限り低層部に集約し、街並みの賑わい形成に配慮する。

2) 一般市街地ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	- 街並みの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 - 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
外構	室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

3) 山の辺・田園ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
外構	- 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 - 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

4) 海浜ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	- 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 - 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。
夜間景観	生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

5) 港湾ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

6) 歴史・伝統ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	歴史資源や周辺の街並み、視点場等からの眺望に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	歴史資源や周辺の街並みと調和するものとする。
外構	緑化には在来種の樹木等を用い、歴史資源やその周辺の街並みに調和するものとする。
夜間景観	歴史資源等に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については歴史資源等との調和に努める。

■都市景観形成地区に関する事項

＜福岡市都市景観条例 第10条 第2項＞

良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区等について、都市景観形成地区に指定することで、景観づくりの方針等を定めるとともに、建築物の規模にかかわらず新築、増築等を届け出対象行為とし、建築物等について規模・配置や形態、色彩、その他意匠等の制限の基準を定める。

都市景観形成地区（実績）		指定年月日	指定面積
シーサイドももち地区		平成8年4月25日	約185.6 ha
御供所地区	(当初) (変更)	平成10年11月30日 平成23年5月26日	約28.0 ha
天神(明治通り・渡辺通り)地区		平成12年3月2日	約15.7 ha
香椎副都心(千早)地区		平成17年4月25日	約17.6 ha
アイランドシティ香椎照葉地区	(当初) (変更)	平成23年3月3日 令和5年10月12日	約191.8 ha
元岡地区		平成23年3月3日	約18.3 ha
はかた駅前通り地区		平成23年7月28日	約7.0 ha
承天寺通り地区		令和2年3月30日	約2.6 ha
筥崎宮地区		令和6年3月28日	約18.7 ha

■景観資源の保全・創出に関する事項

＜景観法 第8条 第2項 第3号＞

・景観重要建造物

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要建造物に指定することができることから、指定方針を定める。

景観重要建造物の指定方針	
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価若しくは景観的评价が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	・歴史的価値のあるもの。 ・建築後50年以上経過しているもの。
②景観的评价	・歴史的な景観形成に寄与しているもの（周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的街並みの連続性に寄与しているもの等）。 ・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。 ・地域住民等に親しまれているもの。 ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。 ・地域の主要な回遊路に面しているもの。 ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

・景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、地域にとって重要な樹木であり、地域の個性を生かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、景観重要樹木に指定することができることから、指定方針を定める。

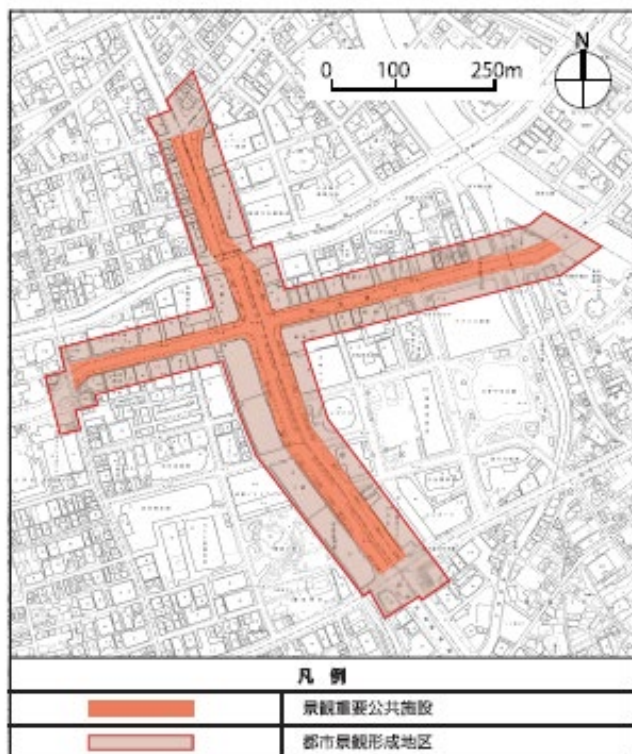
景観重要樹木の指定方針
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの
(1) 樹形や樹高等美観が優れているもの
(2) 地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
(3) 地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められるもの
(4) 地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられているもの

■景観重要公共施設の景観形成に関する事項 <景観法 第8条 第2項 第4号ロハ>

都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定める。

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等）
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く)	・市の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等） ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設（道路、公園、河川等）

指定区域（明治通り・渡辺通り）



道路の整備に関する事項

- 1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。
視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、街並みを引き立てる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行者空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5) 公共サインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限り集約化する。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項

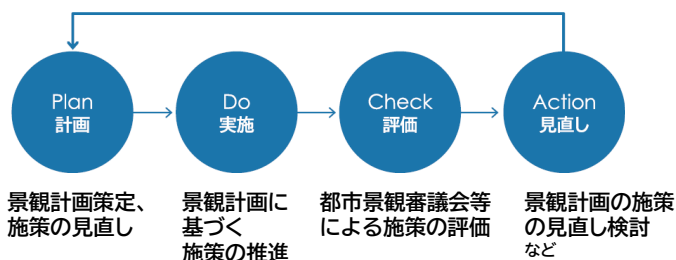
<景観法 第8条 第2項 第4号イ>

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画区域内において、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観と調和が保たれるよう必要な制限を福岡市屋外広告物条例に定める。

3. 計画の進捗管理

土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に関わる技術革新など、良好な景観の形成に関する環境の変化を踏まえ、適宜内容を検討し、必要に応じて施策の見直し検討などを行うものとする。

施策の見直し等にあたっては、都市景観審議会の意見を聴きながら、計画の評価を行うPDCAのサイクルに基づき行う。



4. 今後の進め方

令和7年度中の策定に向け、引き続き、関係計画の検討等と連携し、市民や議会、有識者等の意見を踏まえながら、検討を進めていく。

広告宣伝車(アドトラック)の実態調査について

1. 趣旨

- 近年、全国の主要都市において、光や原色などを使用した広告宣伝車(アドトラック)(以下、アドトラック)の走行が増え、都市の良好な景観への影響などが問題となっている。
- 福岡市においても、同様の状況が見られていることから、福岡市内を走行するアドトラックの実態を把握するために、令和7年4月より、1年間の実態調査を開始したところ。
- 今回、4月から7月の調査結果について、とりまとめて報告するもの

2. 実態調査概要

(1) 調査目的

福岡市内を走行している車両の本拠、発光・点滅等の有無について把握するために、実態調査を行うもの。

(2) 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 調査地点

天神周辺: 渡辺通り(天神橋口交差点など)

博多駅周辺: 大博通り、筑紫通り(博多駅バスターミナル前交差点など)

(4) 調査内容

- ・調査地点を通過した車両の台数、車両ナンバー、発光・点滅等の有無、表示内容など
- ・調査にて判明した車両ナンバーにより、使用の本拠の位置を確認

3. 調査結果(4月から7月)について

(1) 調査概要

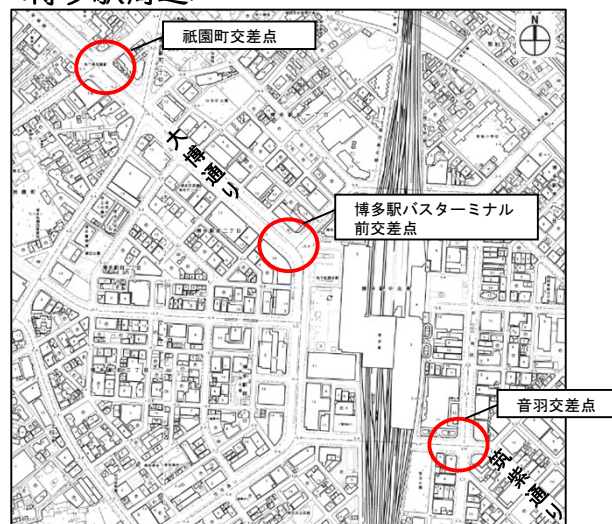
調査地点	天神周辺 : 那の津口交差点、天神橋口交差点、渡辺通4丁目交差点 博多駅周辺 : 祇園町交差点、博多駅バスターミナル前交差点、音羽交差点
調査回数	全32回
調査時間	平日・休日の9時から21時のうち2時間

(2) 調査地点詳細

<天神周辺>



<博多駅周辺>



(3) 調査結果

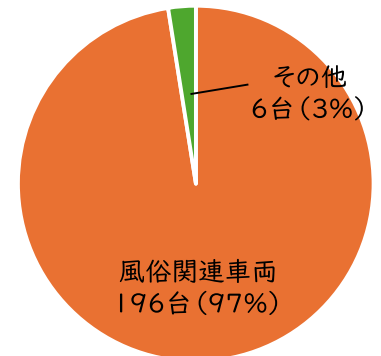
①調査地点を通過した車両の延べ台数 202台(走行頻度:約20分に1台)

《調査地点を通過した車両の
延べ台数の表示内容内訳》

合計:202台

②広告の表示内容

- ・いわゆる風俗関連車両※ 196台(97%)
- ・その他(転職サイト、テレビ番組宣伝) 6台(3%)



○調査地点を通過した車両のほぼすべてが風俗関連車両

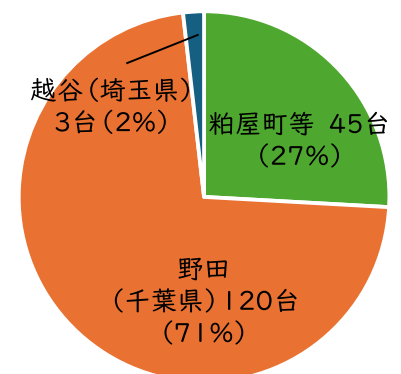
※)いわゆる風俗関連車両とは
風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)第2条に
規定される「風俗営業」等に関する広告及び同条に規定される「風俗営業」
等への求人に関する広告を掲出している車両のことをいう

③風俗関連車両の使用の本拠の位置

- ・風俗関連車両196台の内、ナンバー判明台数は168台
 - ・ナンバーが判明した車両の使用の本拠の位置は、
福岡市内 0台
福岡市外 168台
- | ナンバー | 本拠 | 台数 |
|--------|------|------|
| 福岡ナンバー | 粕屋町等 | 45台 |
| 野田ナンバー | 千葉県 | 120台 |
| 越谷ナンバー | 埼玉県 | 3台 |

《風俗関連車両の使用の本拠
(ナンバー判明分)》

合計:168台



○風俗関連車両のすべてが、本市条例の規制対象外の車両 (本拠が福岡市外)であることが判明

④その他

- ・音を発していた車両は、調査地点を通過した車両の延べ台数202台のうち104台(51%)。
そのすべてが風俗関連車両
- ・発光や点滅等を使用した車両の目撃はなし
- ・天神地区と博多駅周辺地区を同一の風俗関連車両が周回

4. 今後の予定

- 調査地点や回数、時間の変更などを行いながら、年度末にかけて引き続き実態調査を行っていく

<参考> 福岡市屋外広告物条例における現状のルール

- 車検証上の使用の本拠の位置が「福岡市」である車両で自家用外広告物を掲出する
アドトラックについては、福岡市に対し、許可申請が必要
- 許可申請にあたっては、デザイン審査委員会によるデザイン審査を実施する
- なお、許可にあたり、他の運転者を幻惑させるような発光、点滅等の表示は禁止されている